

### (3) 最終処分場の設置数

平成 12 年度末現在の県下の最終処分場は表 3-9 のとおり 76 施設設置されているが、地域的な偏りがあるほか、遮断型処分場については、事業者の自社処分場 2 施設のみとなっている。

なお、平成 12 年度末の県内の最終処分場の残容量（大阪湾フェニックス計画の兵庫県分を含む）は、9,269 千 $m^3$ であり、平成 10 年度最終処分量（1,994 千 t / 年）から残余年数を推計すると、4.6 年と厳しい状況にある。（t と  $m^3$  の換算比を 1 とする。）

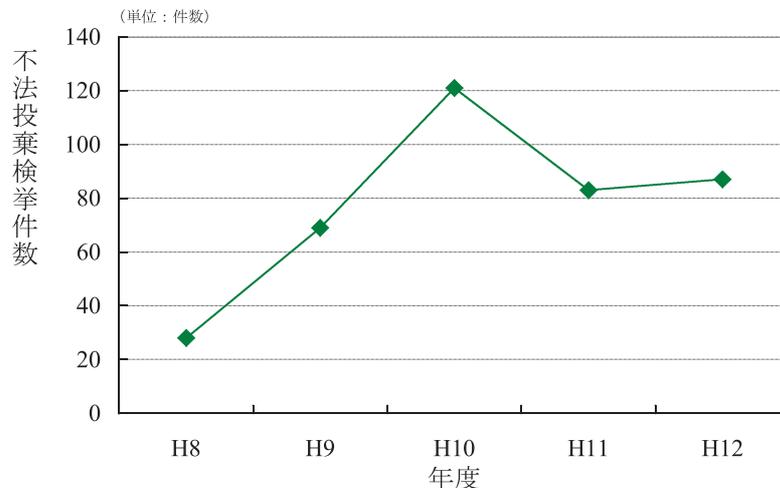
表 3-9 最終処分場の設置数（平成 12 年度末現在）

最終処分場の種類	阪神			東播磨			西播磨			但馬			丹波			淡路			計		
	事業者	自治体等	処理業者																		
遮断型	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
安定型	0	2	6	1	7	10	7	2	8	0	1	0	0	0	0	0	1	2	8	13	26
管理型	3	4	6	5	3	2	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	7	11
計	4	6	12	7	10	12	8	2	11	0	1	0	0	0	0	0	1	2	19	20	37
合計	22			29			21			1			0			3			76		

### 第 4 節 不適正処理の状況

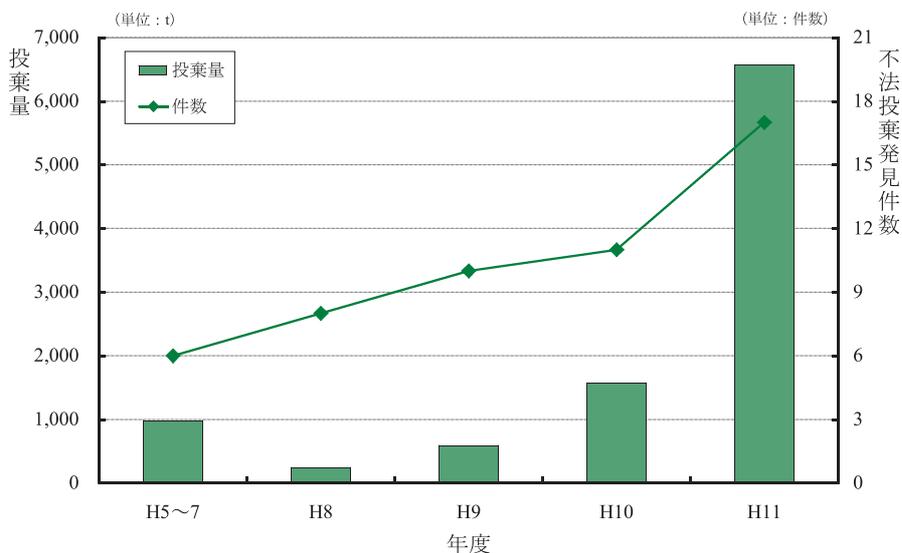
県内における一般廃棄物、産業廃棄物を併せた不法投棄の検挙件数は、図 3-11 のとおり、ここ 2～3 年 100 件前後で推移している。また、近年、発見された不法投棄のうち 10 t 以上のものの量の合計は図 3-12 のとおり増加し、内容的にも、平成 11 年 6 月に発生した篠山市における硫酸ピッチの不法投棄事件など、悪質化の一途をたどり、行政代執行を行った事例も出てきている。

図 3-11 県下の不法投棄検挙件数の推移（県警調べ）



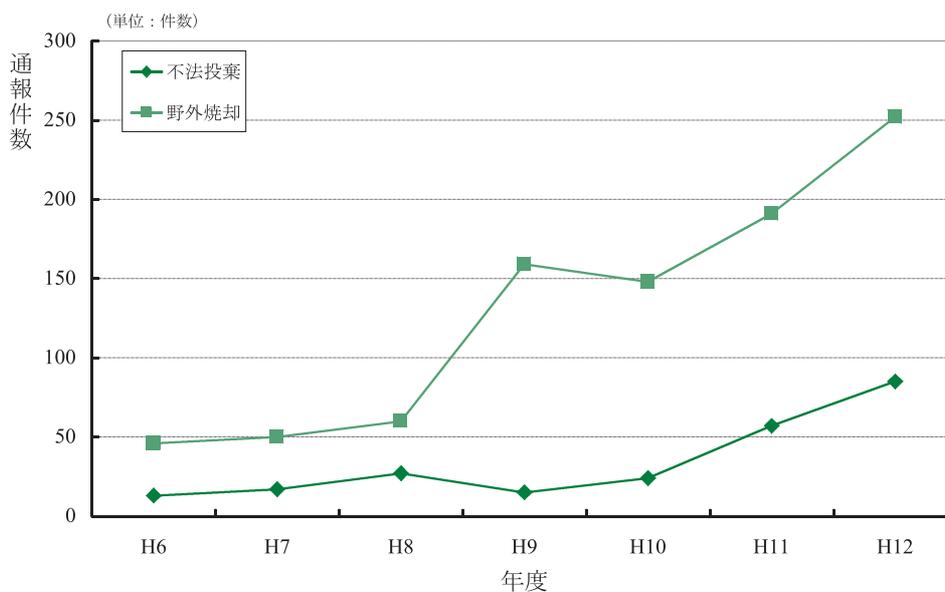
なお、政令市を除く兵庫県の所管区域に限定すれば、不法処理の通報件数は、図 3-13 のとおり、不法投棄については平成 11 年度から、野外焼却については平成 9 年度から急速に増えている。

図 3-12 県下の投棄量 10 t 以上の産業廃棄物の  
不法投棄発見件数とその投棄量（環境省調べ）



\* H5～7年度のデータは、この3年間の平均値を示している。

図 3-13 政令市を除く県下の不法処理の通報件数の推移



注 政令市：神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市（但し、西宮市は平成 12 年度から。）